

「定款の施行に関する規則」の一部改正案について

平成 26 年 10 月 21 日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 10 条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。 (賛助会員) 第 2 条 (現行どおり) (<u>会員代表者及び会員代表者代理人の資格要件</u>) 第 3 条 定款第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する<u>会員代表者</u>及び<u>会員代表者代理人</u>は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 <u>会員代表者</u>は、登記された代表権を有する役員であること。ただし、外国法人である正会員（登録金融機関を除く。）及び<u>電子募集会員</u>については、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 第 1 項第 4 号ハに規定する国内における代表者（同法第 65 条第 1 項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であり、また、外国法人である正会員（登録金融機関に限る。）については、銀行法第 47 条第 1 項に規定する支店若しくは代理店の代表者又は保険業法第 187 条第 1 項第 2 号に規定する日本における代表者であること。 2 <u>会員代表者代理人</u>は、登記された役員又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である正会員については、前号に規定する代表者に準ずる権限を有する者であること。 3 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>リ</u>までの規定に該当しない者であること。 (国内において本拠となる支店等) 第 4 条 外国法人である正会員及び<u>電子募集会員</u>は、本協会との連絡上適当と認められる支	(目 的) 第 1 条 この規則は、定款第 10 条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。 (賛助会員) 第 2 条 (省略) (<u>正会員代表者等の資格要件</u>) 第 3 条 定款第 14 条第 1 項に規定する<u>正会員代表者</u>及び<u>正会員代表者代理人</u>は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。 1 <u>正会員代表者</u>は、登記された代表権を有する役員であること。ただし、外国法人である正会員（登録金融機関を除く。）については、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 2 第 1 項に規定する国内における代表者（同法第 65 条第 1 項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であり、また、外国法人である正会員（登録金融機関に限る。）については、銀行法第 47 条第 1 項に規定する支店若しくは代理店の代表者又は保険業法第 187 条第 1 項第 2 号に規定する日本における代表者であること。 2 <u>正会員代表者代理人</u>は、登記された役員又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である正会員については、前号に規定する代表者に準ずる権限を有する者であること。 3 金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから<u>ト</u>までの規定に該当しない者であること。 (国内において本拠となる支店等) 第 4 条 外国法人である正会員は、本協会との連絡上適当と認められる支店等（以下「国内に

改 正 案	現 行
店等（以下「国内において本拠となる支店等」という。）を定め、本協会に届け出なければならない。 （届出事項） 第 5 条 定款第 15 条に規定する正会員及び電子募集会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。 1 金融商品取引業又は金商法第 33 条の 2 第 1 項の登録に係る業務の廃止 2 合併（当該正会員又は電子募集会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散 3 分割（当該正会員又は電子募集会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。） 4 事業の全部又は一部の譲渡 （報告事項） 第 6 条 定款第 15 条に規定する正会員及び電子募集会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 ～ 9 （現行どおり） 10 他の法人と合併したとき（当該正会員又は電子募集会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。 11 ～ 20 （現行どおり） 21 金商法第 46 条の 4 及び第 47 条の 3 に規定する説明書類を作成したとき。 22 ・ 23 （現行どおり） 24 役員又は重要な使用人が金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。 25 ・ 26 （現行どおり） 27 自己募集その他の取引等に係る業務に関し、正会員及び電子募集会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。	において本拠となる支店等」という。）を定め、本協会に届け出なければならない。 （届出事項） 第 5 条 定款第 15 条に規定する正会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。 1 金融商品取引業又は金商法第 33 条の 2 第 1 項の登録に係る業務の廃止 2 合併（当該正会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散 3 分割（当該正会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。） 4 事業の全部又は一部の譲渡 （報告事項） 第 6 条 定款第 15 条に規定する正会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 ～ 9 （省略） 10 他の法人と合併したとき（当該正会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。 11 ～ 20 （省略） 21 金商法第 46 条の 4 に規定する説明書類を作成したとき。 22 ・ 23 （省略） 24 役員又は重要な使用人が金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イから上までのいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。 25 ・ 26 （省略） 27 自己募集その他の取引等に係る業務に関し、正会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。

改 正 案	現 行
28 (現行どおり) (入会申請書の添付書類) 第7条 定款第 19 条第 2 項に規定する入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。 1 ～ 4 (現行どおり) (加入の承認の通知) 第8条 本協会は、定款第 19 条の規定により、入会申請者につきその加入を承認したときは、その旨をその入会申請者<u>並びにすべての正会員及び電子募集会員</u>に通知する。 (<u>正会員及び電子募集会員の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表</u>) 第9条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった<u>正会員及び電子募集会員</u>に対し、その旨を通知する。 1 定款第 22 条の規定により脱退を承認したとき。 2 定款第 23 条第 1 項の規定により処分を行うとき。 3 定款第 24 条の規定により勧告を行うとき。 2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった<u>正会員及び電子募集会員</u>につき、その旨を<u>すべての正会員及び電子募集会員</u>に通知する。 1 定款第 12 条第 2 項の規定により会員権が消滅したとき。 2 定款第 23 条第 1 項の規定により処分を行ったとき。 3 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。 (<u>賛助会員又は後援会員の退会の通知及び公表</u>) 第 10 条 本協会は、定款第 22 条の 2 の規定により賛助会員又は後援会員が退会することとなった場合には、当該賛助会員又は後援会員に対し、その旨を通知する。 <u>2 本協会は、前項の規定に該当することとなつ</u>	28 (省略) (入会申請書の添付書類) 第7条 定款第 19 条第 2 項に規定する入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。 1 ～ 4 (省略) (加入の承認の通知) 第8条 本協会は、定款第 19 条の規定により、入会申請者につきその加入を承認したときは、その旨をその入会申請者<u>及び各正会員</u>に通知する。 (<u>正会員の処分、会員権の消滅等の場合の通知及び公表</u>) 第9条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員に対し、その旨を通知する。 1 定款第 22 条の規定により脱退を承認したとき。 2 定款第 23 条第 1 項の規定により処分を行うとき。 3 定款第 24 条の規定により勧告を行うとき。 2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員につき、その旨を<u>各正会員</u>に通知する。 1 定款第 12 条第 2 項の規定により会員権が消滅したとき。 2 定款第 23 条第 1 項の規定により処分を行ったとき。 3 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。 (新設)

改 正 案	現 行
<u>た賛助会員又は後援会員につき、その旨をすべての正会員及び電子募集会員に通知するとともに、これを公表する。</u> (取引の信義則違反) 第 11 条 定款第 20 条第 1 号及び第 23 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは正会員<u>又は電子募集会員</u>の信用を失墜し又は本協会若しくは正会員<u>又は電子募集会員</u>に対する信義に反する行為をいう。 1 本協会の業務若しくは他の正会員<u>又は電子募集会員</u>の営業に干渉し又はこれを妨げること。 2 自己募集その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。 付 則 (平成 26 年〇〇月〇〇日) この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 44 号) 附則第 1 条本文に規定する日から施行する。	(取引の信義則違反) 第 10 条 定款第 20 条第 1 号及び第 23 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは正会員の信用を失墜し又は本協会若しくは正会員に対する信義に反する行為をいう。 1 本協会の業務若しくは他の正会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。 2 自己募集その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。